

「自宅に交運共済から契約案内が来たよ！」という組合員の声にお応えし、これから募集期間を迎える交運共済の7月期の取り組みについて紹介します。

Q1. 7月期の取り組みって？



カン 継続で 途切れず安心!

2月中旬以降、
契約者のご自宅へ直接
案内・申込書等が郵送されます。
※住所不明の場合は、
分会を通じて手渡します。



皆さんが現在加入中の交運共済の契約は2021年6月30日で満期を迎えるため、これから5月までの間、次期に向けた継続契約の案内、新規加入の促進を行います。まずは、届いたパンフレット・申込書をご確認ください。

※次期共済 契約期間 2021年7月1日～2022年6月30日

Q2. どのような手続きが必要なの？

確認

1

ご契約内容を変更する または 新規加入する

- | | | |
|----------------------|----------------|--|
| 同封書類
をご確認
ください | ① パンフレット | パンフレット記載の「重要事項説明書」は必ずお読みください。 |
| | ② 共済契約申込書(4片制) | 1枚目=交運共済提出用 2枚目=交運共済提出用(入院共済用申込書)
3枚目=契約者控 4枚目=契約者控(入院共済用申込書) |
| | ③ 払込取扱票 | 郵便払込ご利用の方に限り同封しています。 |
| | ④ 返信用封筒 | ▶▶ 同封されていない方は、組合を通してお申込みください。 |
| | ⑤ 記入例 | |

ご記入の際は、同封の「記入例」及び「パンフレット」をご参照ください。

不備がないか、
封筒の中身を必ず
ご確認ください。

契約内容変更の方

▶ 署名・押印のうえ変更の印字箇所を二重線で消し、同枠内に変更内容をご記入ください。

新規加入の方

▶ 署名・押印のうえ必要項目を全てご記入ください。

入院共済に加入される場合は、入院共済加入申込書(2枚目)にも押印が必要となります。
ご記入がお済みになりましたら、署名・押印のうえ1枚目と2枚目を交運共済へご提出ください。
3枚目と4枚目は「契約者控」で、ご返送不要です。共済証書が届くまで大切に保管ください。

継続されない方 ▶ 契約申込書の各共済の「継続しない」欄に☑印をしていただき、署名・押印のうえ1枚目と2枚目を交運共済へご提出ください。

未加入者には、
おすすめの契約内容
が印字されています。

※交運共済へご提出の際は、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずにそのまま投函してください。
返信用封筒が同封されていない方は、組合を通してお申込みください。

申込み締切日は **2021年5月12日(水)**です

確認

2

ご契約内容を変更しない

▶ 契約申込書の提出は不要です。自動継続の取り扱いとさせていただきます。

※掛金につきましては、契約申込書に印字しておりますので、ご確認ください。

変更のない方も
契約内容を再度
ご確認ください。

Q3. 取り組みのポイントは？

火災共済の付加価値向上に向けた取り組みを強化しています。具体的には、
 ①地震風水害共済のセット加入、②3保障制度の付帯に取り組んでいます。

①地震風水害共済（火災共済とセット加入）

火災共済の自然災害共済（地震風水害共済）の
 セット加入によりさまざまな自然災害に備えましょう！

- ・火災共済では対象とならない地震・噴火・津波の被害を保障します。
- ・風水害等の保障が充実します。盗難による被害も保障します。

知ってる？ 火災共済のポイント

- ☑ ① 火災だけでなく、風水害による損害も保障しています。
- ☑ ② 落雷による電化製品の被害も保障します。
- ☑ ③ 築年数に関わらず保障します。（再取得価額保障）

例えば… 台風による風害

風によりアンテナやエアコンの室外機などが壊れてしまったり、飛来物などにより、窓ガラスが割れてしまったりと住宅に被害がおよびます。

例えば… 豪雨による水害

河川の増水や下水道の浸水被害、土砂崩れなどが発生し、室内に雨水が侵入すると家財にも被害がおよびます。

知ってる？ 自然災害共済（地震風水害共済）のポイント

- ☑ ① 風水害や地震など自然災害への保障が充実しています。
- ☑ ② 盗難による被害も保障します。
- ☑ ③ 火災・風水害・地震による死亡・身体障害も保障します。

※掛金のうち、地震に対する保障部分は、地震保険料控除の対象となります。

②3保障制度（火災共済のオプション保障）

類焼損害補償

自宅から隣家へ延焼した場合、
最高で1億円の保障

個人賠償補償

居住する住宅の使用に起因する
 事故等で賠償責任を負った場合、
1事故・最高で3億円の保障

借家人賠償補償

借家で火事を起こし、大家さんへの
 賠償が必要となった場合、
最高で1,000万円の保障

個人賠償保障が 制度改正 されます!!

1 改正内容

保障額の変更

現行の1億円から**3億円へ増額**

示談交渉サービスの付帯

相手方との示談交渉は、
原則として共済火災が行います。
 ※日本国内における賠償事故に限ります。

電車等の運行不能賠償に対する 保障を追加（国内のみ保障）

誤って線路に立ち入るなどして電車等が運行不能となり、遅延・運休損害に対する賠償責任が生じた場合について、電車等自体に損壊が生じているか否かを問わず、保障の対象とします。（これまでは、身体障害または財物損壊が発生しているときに限り、保障の対象でした。）

住宅の保障範囲の拡大

住宅の保障範囲を「被保険者の居住の用に供する住宅」とし、記名被保険者以外の被保険者が居住する住宅まで範囲



を拡大しました。これにより、実家を離れて一人暮らしをしている学生などの居住する住宅の所有・使用・管理に起因する賠償事故について、実家のご両親が加入している場合でも保障対象になりました。

臨時費用保険金の新設

被害者が死亡した場合および被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合に臨時費用保険金をお支払いします。

2 保険料の変更

現行		改定後	
掛金額		掛金額	
月払い	年払い	月払い	年払い
130円	1,400円	140円	1,570円

3 2021年7月実施予定

※個人賠償保障とは、共済火災海上保険料を引受保険会社とする個人賠償責任保険のことをいいます。

お問い合わせは交運共済まで

交運共済九州事業本部

NTT: 092-475-7506 JR: 092-3330

大分・宮崎・鹿児島方面専用フリーコール 0800-222-2427